

島根県営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱要領 Q&A集

〔R 7. 8. 1時点〕

(実施方法)

Q1 実施工程を検討するにあたって、設計時に見込んでいる作業不能日を考慮し、作業日を減らす必要はあるのか。

A 作業不能日については近傍観測地の過去5年間の平均値を採用し、当初設計の工期に見込んでいますが、実際の作業日数を拘束するものではありません。

Q2 WBGT 値が 31 以上を示した日に作業を行ってはいけないのか。

A 作業を行う場合は、例に示すような熱中症予防対策の措置を講じ、作業場の環境を整え
たうえで、作業員の安全を確保するよう努めてください。また、身体作業強度(代謝率
レベル)の低い作業に変更し、作業員の健康管理に努めてください。

その他、熱中症予防対策については厚生労働省サイトにおいても周知されていますので、確認していただき、参考としてください。

(例) ・作業場用大型扇風機・作業場換気用送風機
・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機 ・ドライミスト
・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備 ・遮光チョッキ、空調服

〔参考〕厚生労働省サイト「職場における熱中症対策の強化について」

パンフレット参照：<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

Q3 猛暑による作業不能日数はどのように算出するのか。

A 下記算定例を参考に算出してください。

【算定例】 松江地点の工事期間が 2025 年 8 月 13 日から 2025 年 12 月 13 日までの場合の作業不能日数の算定

松江地点の猛暑日日数一覧（島根県内の猛暑日 日数一覧より抜粋）（単位：時間）

	8 月	9 月	10 月
2020 年	45	3	0
2021 年	21	0	0
2022 年	30	0	0
2023 年	53	0	0
2024 年	46	41	0
平均 (※)	39	8.8	0

(※) 5 年間平均の猛暑時間
8 月 39 時間
9 月 8.8 時間
10 月 0 時間

作業不能日数

= { 8 月の猛暑時間の 5 カ年平均時間 × (8 月の現場作業期間 [8/13 ~ 31] / 31 日間
+ 9, 10 月の猛暑時間の 5 カ年平均時間 } ÷ 8

= { 39 × (19 / 31) + 8. 8 + 0 } ÷ 8

= 4. 08790 → 4 日 (小数点以下第一位を四捨五入)

よって今回の例では工事期間に 4 日間を加算する。

※ 11 月 1 日から 12 月 13 日は対象外 (WBGT 値公表の対象期間は 4 ~ 10 月) のため、
8 月 13 日から 10 月 31 日までの猛暑時間から作業不能日数を求める。

※ 8 月 13 日は、月の途中のため、当該月の猛暑時間を日割りする。

Q4 WBGT 値が 31 以上であっても作業を行っている時間については、「猛暑に該当し、かつ
契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間」に算定されないか。

A 算定されません。

Q5 猛暑による作業不能日は週休 2 日促進工事における休日に算入できるか。

A 猛暑による作業不能日は、WBGT 値 31 以上となった時間を日数換算したものです。よっ
て、この日数をそのまま週休 2 日促進工事における現場閉所 (現場休息) 日に採用する
ことはできません。

ただし、WBGT 値 31 以上となり、終日現場閉所 (現場休息) とした場合は、週休 2 日促
進工事の現場閉所 (現場休息) 日となります。またその場合、その日を猛暑による作業
不能日数に計上することはできません。

Q6 工事場所が所在する市町村が作業不能日数を算出する際の近傍の観測地点から離れて
いる場合は、別の観測地点の WBGT 値を採用してもよいか。

A 別記 1 を基本としますが、工事場所の近傍となる別の観測地点があれば、その地点の
WBGT 値を採用しても構いません。

Q7 工期の変更を協議する場合に、どのような記録を提出すればよいか。

A 月報等に、各日の現場作業時間、休息时间及び各時間毎の WBGT 値を記入し、監督職員
に提出してください。WBGT 値計測器を用いて温湿度環境を計測した場合は、機器の仕
様及び計測状況 (写真等) が分かるものも合わせて提出してください。

Q8 環境省の熱中症予防情報サイトでは、時間単位の WBGT 値の記録があるが、31 未満の数値を含んで半日続く場合がある。途中の数時間だけ働くというのは現実的ではないので、せめて半日単位で算定してほしい。

A 取扱要領のとおり、作業不能日数は、猛暑による作業不能な時間を累計し、日数に換算したものとします。

(気温の計測方法等)

Q9 WBGT 値計測器を用いた計測はどのようにするのか。

A 機器機種については、IS07243/JISZ8504 や JISB7922 の機器を使用することとし、測定方法については、環境省 HP（熱中症予防情報サイト）に詳しく記載があります。
なお、採用する機器の計測方法については、必ず説明書等で確認してください。
また、前述のサイトには、屋外と屋内での暑さ指数（WBGT）算出式がありますので、状況に応じて算出してください。

〔参考〕

熱中症予防情報サイト「暑さ指数計の使い方」リーフレット参照

: https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#leaflets

Q10 現場に WBGT 測定器を設置した場合は、環境省の熱中症予防情報サイトに関係なく工期変更の資料となり得るか。

A 作業時間内の時間毎記録が提示できれば資料となり得ます。

(その他)

Q11 主な工事箇所が屋内や外部足場内の場合は、どのように計測するのか。

A 環境省の熱中症予防情報サイトを用いない場合は、実際の作業環境に近いところで計測してください。ただし、外部足場内の作業時の計測は、屋外での計測方法によることとします。